

御船町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年3月31日

御船町長

御船町議会議長

御船町教育委員会

御船町選挙管理委員会

御船町農業委員会

御船町監査委員

本計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、御船町長、御船町議会議長、御船町教育委員会、御船町選挙管理委員会、御船町農業委員会、御船町監査委員が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2 実施体制

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、「御船町特定事業主行動計画推進委員会」を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととする。

3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、町長部局、町議会議長、町教育委員会、町選挙管理委員会、町農業委員会及び町監査委員において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。

当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

	改善すべき事項	目標	目標達成のために 取り組むべき事項
1	職員1人あたりの超過勤務時間（1月あたり）	平成32年度までに5時間以下とする	<ul style="list-style-type: none"> ① 町財政規模に即した事務事業となるよう主要事業の優先順位を定め、スクラップ&ビルドを基本とする予算編成を行う。 ② ノー残業デーの周知徹底。 ③ 時差出勤制度の利用促進。 ④ 超過勤務の多い職員の係内または課内でのヒアリングの実施。 ⑤ 係単位で経常的な超過勤務が見られる場合の非常勤職員の任用。 ⑥ 上司から部下に対し、定時退庁の積極的な声かけ。
2	管理的地位にある職員に占める女性職員の割合	平成32年度までに概ね13%(2人)以上とする	<ul style="list-style-type: none"> ① 女性の活躍する機会の拡大を図るため、人事、財政、企画、事業課等への配置を積極的に進める。 ② 女性職員対象の各種キャリアアップ研修への派遣。
3	男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数	<p>【配偶者出産休暇】 該当職員の2日間の取得率を50%以上とする</p> <p>【育児参加のための休暇】 平成28年度中に当該制度を制定し、施行後は該当する職員の取得率(一日でも取得する職員の率)を50%以上</p>	<p>【配偶者出産休暇】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 課長会議等で制度の内容を周知徹底する。 ② 総務課総務係において、該当職員へ直接、制度を案内する。 <p>【育児参加のための休暇】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 平成28年度中に制度を制定する。 ② 制度施行後は、課長会議等で制度の内容を周知徹底する。 ③ 総務課総務係において、該当職員へ直接、制度を案内する。

